

5 違反食品等処理状況

令和2年度の違反食品等の発見（他機関からの違反通知により処理したものを含む。）件数は18件である。

違反等の内容を見ると、食品衛生法第12条（添加物等の販売等の禁止）違反1件（5.6%）、食品衛生法第13条（食品等の規格及び基準）違反1件（5.6%）であり、不良食品は15件（83.3%）、食品表示法第5条（食品表示基準）違反は1件（5.6%）であった。

食品について見ると、魚介類（5件）で違反等が多く発見された。

違反食品等の原因施設に対しては、行政処分等の措置を実施するとともに、違反原因の調査、再発防止の措置等の指導を実施した。

（1）年度別違反食品等状況

年度	違 反 区 分													製 造 所		
	6条	9条	12条	13条	16条	18条	19条/ 表示法第5条	20条	25条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
R2			1	1			1			3	15		18	12	2	4
R元	6			2		1	10			19	18		37			
H30				7			2			9	10		19	18		1
29	2			2			5			9	12		21	19	2	0
28	1		1	13		1	5			21	20		41	38	1	2

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

（注3） 19条に定められていた食品等の表示基準については、平成27年度から食品表示法第5条に定めることとされた。

（2）違反食品等発見件数

食 品 区 分	違 反 区 分													製 造 所		
	6条	9条	12条	13条	16条	18条	20条	25条	表示法 第5条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
合 計			1	1					1	3	15		18	12	2	4
魚 介 類											5		5	5		
冷 凍 食 品																
生食用冷凍鮮魚介類																
そ の 他																
魚 介 類 加 工 品											1		1	1		
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品																
乳																
乳 製 品																
乳 類 加 工 品																
アイスクリーム類・氷菓																
穀 類 及 び そ の 加 工 品											1		1	1		
弁 当 類																
野 菜 類 果 物 及 び そ の 加 工 品									1	1	1		2	1		1
菓 子 類				1						1	2		3	1		2
清 涼 飲 料 水																
酒 精 飲 料																
水 雪																
水																
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品																
そ の 他 の 食 品			1							1	5		6	3	2	1
添 加 物																
化 学 的 合 成 品																
そ の 他 の 添 加 物																
器 具 及 び 容 器 包 装																
お も ち や																
洗 浄 剤																

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

(3) 食品別違反等件数

食品名	違反区分	発見件数	6条			12条		13条		18条		不良				
			腐変敗・異物	その他	その他	甘味料	着色料	その他	成分規格	その他	蛍光物質	その他	異臭	異物	発かびの生	その他
魚介類		5														5
冷凍食品	無加熱摂取															
	凍結前加熱・加熱後摂取															
	凍結前未加熱・加熱後摂取															
	生食用冷凍鮮魚介類															
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）		1													1	
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）																
乳製品																
乳加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。）																
アイスクリーム類・氷菓																
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）		1												1		
弁当類																
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）		1												1		
菓子類		3						1						1	1	
清涼飲料水																
酒類																
氷雪																
かん詰・びん詰食品																
その他の食品		6						1						4	1	
添加物	化学的合成品及びその製剤															
	その他の添加物															
器具及び容器包装																
おもちゃ																
洗浄剤																
計		17						1	1					7	3	5

(注1) 広島市、呉市及び福山市を除く。
(注2) 違反区分6条には疑いを含む。

(4) 表示違反等の状況（食品表示法第5条）

食品	違反項目	発見件数	名称	製造所 製又加工所	製造者 製又加工者 者の名	賞味 消費期限 賞味期限	添加物 表示	原材料 主原及原	添加物 表示	使用・保 存の基 準は別	殺菌方法	その他	不適正
マ	ー												
酒	精												
清	涼												
食	肉												
魚肉ハム・魚肉ソーセージ・鯨肉ベーコン													
シアン化合物を含有する豆類													
冷	凍												
放	射												
放射線照射食品													
容器包装詰	詰												
容器包装に	入れられた食品												
食	肉												
生	か												
生めん（ゆでめん類を含む。）													
即	席												
弁	め												
調	理												
そ	う												
魚	肉												
生	菓												
上記以外	の加工食品	1							1				
添	加												
牛	乳												
加	工												
ア	イ												
は	っ												
乳	酸												
乳	飲												
そ	の												
計		1							1				

- (注) 広島市、呉市及び福山市を除く。
- (注) 違反項目には疑いを含む。
- (注) 1発見件数に複数の違反内容を含む場合がある。

(5) 令和2年度違反食品等発生事例

番号	通報機関	処理機関	名称	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
1	西部東	東京	ホットドッグレリッシュ	食品表示基準5条違反(疑い)	表示にない乳化剤が検出(→キャリアオーバーと判明)	管轄自治体へ通報
2	東京都	西部東	むき甘栗	不良	カビの発生	報告書徴収 再発防止対策
3	広島市	東部	いか天	不良	カビの発生(→包装の不具合が判明)	立入指導 自主回収 報告書の徴収
4	厚労省	東部	オーストラリア産 プロポリス	食品衛生法第12条違反	指定外添加物TBHQが検出	自主回収 積戻し
5	西部東	大阪市	チョコレート	食品衛生法第13条第二項違反疑い	基準に合わない添加物の検出(→天然由来のものとの推定)	管轄自治体へ通報
6	倉敷市	東部	サラダ	不良	糸状異物の混入(→かごが削られたものが混入したと判明)	立入指導 報告書の徴収
7	広島市	西部	もみじ饅頭	不良	異物混入(毛髪)	立入指導 報告書の徴収
8	島根県	東部	絹とうふ	不良	異物混入(貝)	立入指導 報告書の徴収
9	広島市	東部	絹とうふ	不良	異物混入(虫)	立入指導
10	高知県	北部	レトルトカレー	不良	異物混入(金属)	立入指導 報告書徴収
11	東部	滋賀県	カップヌードル カレー	不良	異物混入(虫)	管轄自治体へ通報
12	東部	高知県	焼肉のたれ	不良	カビ様異物の発生(→玉ねぎと判明)	管轄自治体へ通報
13	西部広島	西部広島	パン	不良	異物混入(金属)(→ふるいの一部が混入と判明)	立入指導 自主回収
14	西部東	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	細菌数52,000/g	指導
15	西部東	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度1.74%	指導
16	西部東	西部	生かき(加熱調理用)	不良	細菌数220,000/g	指導
17	西部広島	西部呉	生かき(生食用)	不良	塩分濃度(むき身つけ水)0.64%	指導
18	東部	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	細菌数150,000/g	指導

(注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。